

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	黒原地区(黒原集落)	令和4年6月	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	16.06 ha	
①人・農地プランの耕地面積	7.89 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	6.83 ha	86.6 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	5.08 ha	64.3 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.76 ha	22.2 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.73 ha	9.2 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.73 ha	9.3 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.29 ha	3.7 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.06 ha	13.4 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 住宅地介在農地及び畑地、山裾の在来田は除外している。		

注1:③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・アンケート結果で、70歳以上の所有は6.1haの農地を有し、また、全世代を通し後継者が不足もしくは未定の農地が、9.0ha(区域面積の56%)に及んでおり、将来的に農地が守られるか不安がある。
- ・当地区は、山間山間集落で在来田が多く、かつ狭小農地が大部分を占めており、他地区からの耕作希望も現在のところ無いことから、新たな中心経営体の招致に課題がある。
- ・山間部に位置するため、有害鳥獣の被害が多く、個々の農業従事者での対策が負担となっている。
- ・水路や農道などの農業施設において老朽化が進行しており、修繕にかかる労力や費用が負担となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・当地区は、隣接集落から離れた山間地域である状況を考慮し、集落内でどのように農地を守っていくかを定期的に話し合う場を設け、集落内で中心となる経営体を育てる体制づくりを継続し図っていく。
- ・今後、離農や規模縮小が生じる場合は、集落内で協議し、中心となる経営体に過度な負担とならないよう地域ぐるみで農地の保全が行えるように努める。
- ・鳥獣被害においては、地区全体の問題として、関係者での協議を行うよう努め、対策を行う。
- ・農業施設の維持管理については、地区内の景観保全や災害の未然防止の意識共有を図り、集落内で経営体と共同で計画的に実施するよう努める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年10月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲ほか	7.5 ha	水稲ほか	7.5 ha	
計	経営体		7.5 ha		7.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 5年以内に貸し付けの意向が確認された農地は、7,210㎡となっている。 作業の効率化及び営農が困難となった農地を守るため、集落内で話し合いを行い地域農地の保全に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心となる新たな経営体が育成できる見通しがついた段階で、経営体の意向を踏まえつつ、将来にわたり農地保全が図られるよう、当該事業の活用について検討を行う。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 集落全体で協議を行い、多面的機能支払交付金などの補助事業の活用も視野に入れ、集落内で話し合いを行う。 また、小規模の団地については、市の補助事業などの活用を検討する。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針行う。 集落全体で協議を行い、補助事業を活用し、地域ぐるみで農地や施設の維持管理を行える体制づくりを構築し、定期的な保全活動を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	宍粟市一宮町黒原34-1ほか	3,091		
2	宍粟市一宮町黒原57-2ほか	1,000		
3				
4				
5				
6	他アンケート結果のとおり	1,264		
	計	5,355		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。